

建築基準法第43条2項2号許可に 敷地の制限基準を設けました

*目的

建築基準法上の道路ではない道（許可が必要な通路）に接道する敷地において、分割等による狭小な敷地の発生を防ぎ、良好な市街地形成を図るため、許可運用基準に敷地の制限基準を設けました。

（※協定道路（私道）にのみ接する土地は、原則、敷地分割を認めていないため対象外）

*基準の内容

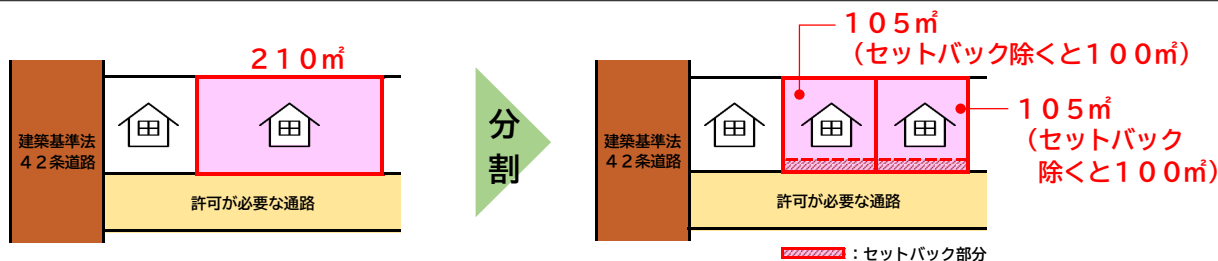
敷地面積は100㎡以上とする

※ただし、下記の場合を除きます。

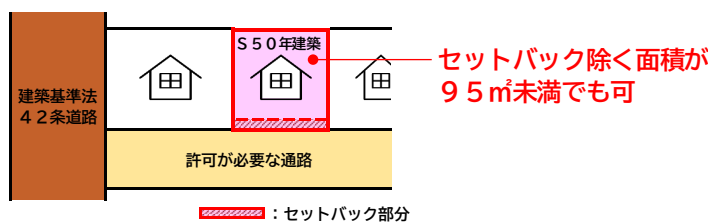
- ①令和5年6月30日以前から既存建築物の敷地として100㎡未満のもの。
- ②100㎡以上ある土地がセットバックにより100㎡未満となるもの。
（②の場合、その限度は95㎡以上とする。）

*許可が可能な例（イメージ）

【原則】敷地面積は100㎡以上とする



【ただし書き①】令和5年6月30日以前から既存建築物の敷地として100㎡未満のもの



【ただし書き②】100㎡以上ある土地がセットバックにより100㎡未満となるもの（限度は95㎡以上）
なお、敷地分割によらない100㎡以上ある1つの土地がセットバックにより95㎡未満となる場合はただし書き①として取り扱う。

